

改正案	現行
<p>（勧誘の相手方に該当しないための要件等）</p> <p>第三条の二 令第一条の四第二項に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。</p> <p>2  令第一条の四第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発行者である会社（以下この条において「発行会社」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 内国会社 発行会社の完全子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。）</p> <p>二 外国会社 発行会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（本邦において設立されたものに限る。）</p> <p>3  令第一条の四第二項第二号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 内国会社 令第一条の四第二項に規定する取得の申込みの勧誘を行おうとする日以前に終了した直近の事業年度に係る商法第一</p>	<p>（新設）</p>

百八十三条第一項に規定するもので、定時株主総会に報告したものの又はその承認を受けたもの

二 外国会社 前号に規定するものに準ずるもの（日本語をもって記載され、又は記録されたものでないときは、その訳文を含む。）

4| 令第一条の四第二項第二号ロの規定により交付を行う場合には、前項に定めるもの（以下この条において「会社情報」という。）を記載した書面を交付することにより行わなければならない。

5| 発行会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、令第一条の四第二項第二号ロに規定する使用人（以下この条において「使用人」という。）の承諾を得て、会社情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該発行会社は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 発行会社の使用に係る電子計算機と使用人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 発行会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された会社情報を電気通信回線を通じて使用人の閲覧に供し、当該使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該会社情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける

旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、発行会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

6| 前項各号に掲げる方法は、使用人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

7| 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、発行会社の使用に係る電子計算機と、使用人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8| 発行会社は、第四項の規定により会社情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該使用人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち発行会社が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

9| 前項の規定による承諾を得た発行会社は、当該使用人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該使用人に対し、会社情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該使用人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 令第一条の五に規定する内閣府令で定める方式は、当該有価証券に適格機関投資家(第四条第一項各号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)(が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- 一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる投資法人債券及び同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するものを含む。以下同じ。)(及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)(に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券(以下この条において「新株予約権付社債券等」という。)(を除く。以下この号において「普通社債券等」という。)(次に掲げるすべての要件
- イ・ロ (略)

二・三 (略)

2 令第一条の五に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 令第一条の五に規定する内閣府令で定める方式は、当該有価証券に適格機関投資家(第四条第一項各号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)(が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- 一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる投資法人債券及び同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するものを含む。以下同じ。)(及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの(転換社債券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)(に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。)(及び新株引受権付社債券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条において同じ。)(を除く。以下この号において「普通社債券等」という。)(次に掲げるすべての要件
- イ・ロ (略)

二・三 (略)

2 令第一条の五に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 社債券（新株予約権付社債券等及び令第一条の五に掲げる社債券を除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等又は令第一条の五に掲げる社債券の性質を有するものを除く。）

イハ（略）

二（略）

3 令第一条の五第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、令第一条の五第一号に規定する株券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資証券に類する証券を除く。）、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券等の性質を有するものとする。

（同一種類の他の有価証券）

第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券のうち、次号から第三号までに掲げる有価証券以外のものの償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

一 社債券（転換社債券、新株引受権付社債券及び令第一条の五に掲げる社債券を除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（転換社債券、新株引受権付社債券若しくは令第一条の五に掲げる社債券の性質を有するものを除く。）

イハ（略）

二（略）

3 令第一条の五第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、令第一条の五第一号に規定する株券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資証券に類する証券を除く。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものとする。

（同一種類の他の有価証券）

第六条 令第一条の六に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券のうち、次号から第三号の二までに掲げる有価証券以外のものの償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

<p>二 新株予約権付社債券 次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る利益又は利息の配当、残余財産の分配、株式の買受け、利益を用いて行う当該株式の消却の方法及び議決権を行使することができる事項(以下この項において「株式に係る利益の配当等」という。)の内容</p> <p>二の二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>四の二 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る利益の配当等の内容</p> <p>四の三 (略)</p> <p>四の四 (略)</p> <p>五十一 (略)</p>	<p>二 転換社債券 次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 転換により発行される株式一株の発行価額並びに株式に係る利益又は利息の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該株式の消却の方法(以下この項において「株式に係る利益の配当等」という。)の内容</p> <p>二の二 (略)</p> <p>三 新株引受権付社債券 次に掲げる事項</p> <p>イ 第一号に定める事項</p> <p>ロ 新株引受権の行使により発行される株式一株の発行価額及び株式に係る利益の配当等の内容</p> <p>三の二 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四の二 (略)</p> <p>四の三 (略)</p> <p>五十一 (略)</p>
--	---